

資料：類似事例の判例について

公の営造物の設置、管理の瑕疵に基づく損害賠償請求事件に係る主な最高裁判例

No	判決日	事件番号	事件の概要	判決要旨	判示事項のポイント
1	昭和 45 年 8 月 20 日	昭和 42 年(オ)第 921 号 (高知落石事件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道上の落石事故で貨物自動車の同乗者が死亡したが、道路管理者は、注意を促す看板設置の措置しかとっておらず、防護柵、防護覆の設置などの措置は取っていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の瑕疵を肯定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公の営造物の設置または管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。 ・ これに基づく国および公共団体の損害賠償責任については、過失の存在を必要としない。
2	昭和 53 年 7 月 4 日	昭和 53 年(オ)第 76 号 (神戸防護柵事件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 歳の幼児が道路の防護柵の上段手摺りに後ろ向きに腰掛けて遊ぶうちに誤って防護柵を越えて約 4 メートル下の高校の校庭に転落し、頭蓋骨骨折等のケガを負った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の瑕疵を肯定せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営造物の設置又は管理に瑕疵があつたとみられるかどうかは、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである ・ 通常の用法に即しない行動の結果生じた事故については、設置管理者としての責任を負うべき理由はない。
3	昭和 55 年 7 月 17 日	昭和 55 年(オ)第 275 号 (河川転落事件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防には鉄製欄干と有刺鉄線が張られ、転落防止と川に降りることを禁止する標識のある二級河川において、6 歳の幼児が欄干を乗り越えて死亡した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の瑕疵を肯定せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件事故は河川管理者において通常予測することのできない行動により発生したものであって、管理に瑕疵があったということはできない。
4	昭和 55 年 9 月 11 日	昭和 54 年(オ)第 227 号 (埋立地事故事件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設を建設工事中の埋立地内の道路を夜間走行していた自動車が道路前方の岸壁から海中に転落し、水死した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の瑕疵を肯定した。 (原判決破棄、差戻し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公の営造物の設置または管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。 ・ 当該営造物の利用に付随して死傷等の事故の発生する危険性が客観的に存在し、かつ、それが通常の予測の範囲を超えるものでない限り、管理者としては、事故の発生を未然に防止するための安全施設を設置する必要がある。
5	昭和 56 年 7 月 16 日	昭和 55 年(オ)第 1111 号 (プール転落事件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児(3 歳 7 ヶ月)が小学校敷地内にあるプールと隣接する児童公園との間のフェンスを乗り越え、プールに転落し、死亡した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の瑕疵を肯定した 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該フェンスは幼児でも容易に乗り越えることができるような構造であり、他方、児童公園で遊ぶ幼児にとって本件プールは一個の誘惑的存在であることは容易に看取しうる。 ・ 三歳七か月の幼児がこれを乗り越えて本件プール内に立ち上がったことが設置管理者の予測を超えた行動であったとすることはできない。 ・ 結局、本件プールには営造物として通常有すべき安全性に欠けるものがあつた。

No	判決日	事件番号	事件の概要	判決要旨	判示事項のポイント
6	昭和 58 年 10 月 18 日	昭和 57 年(オ)第 330 号 (大阪城外濠転落事件)	・ 大阪城外濠でザリガニ取りをしていた小学生が転落し死亡した。	・ 管理者の瑕疵を肯定せず。 (地裁では瑕疵を肯定)	・ 本件外濠及び石垣が特別史跡に指定されている大阪城跡内にあることなど諸般の事情に照らすと、その構造及び場所的環境から通常予測される入園者の石垣からの不用意な転落事故の危険を防止するための設備としては、本件の柵ないしウバメガシの生垣をもって足りるといべきである。
7	昭和 61 年 3 月 25 日	昭和 58 年(オ)第 1132 号 (点字ブロック事件)	・ 駅ホームをすり足で歩いていたが、点字ブロックが敷設されていなかったためにホーム側端に気付かず転落し、重傷を負った。	・ 再審理のため差し戻し。	・ 営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠く状態をいい、かかる瑕疵の存否については、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである。 ・ 通常有すべき安全性を欠くか否かを判断するに当たっては、事故を未然に防止するため安全設備を設置する必要性の程度及び安全設備の設置の困難性の有無等の諸般の事情を総合考慮することを要する。
8	平成 5 年 3 月 30 日	昭和 61 年(オ)第 315 号 (テニスコート転倒事件)	幼児が、テニスの審判台に昇り、その後部から座席部分の背当てを構成している左右の鉄パイプを両手で握って降りようとしたために転倒した審判台の下敷きになって死亡した。	・ 管理者の瑕疵を肯定せず。	・ 当該審判台が本来の用法に従って安全であることについて責任を負うのは当然として、その責任は原則としてこれをもって限度とする。 ・ 幼児の行動が通常予測し得ない異常なものであった場合、設置管理者は、損害賠償責任を負わない。

参考文献

国家賠償研究ノート 村重慶一著 (平成 8 年 4 月 15 日発行) 判例タイムズ

国家賠償訴訟の理論と実際：改訂 国賠訴訟実務研究会編 (平成 12 年 6 月 20 日改訂版発行) 三協法規出版

実務判例：逐条国家賠償法 佐藤秀善編 (平成 20 年 3 月 30 日発行) 三協法規出版